

平成 16 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ラック
代表者の役職氏名 代表取締役社長 三輪 信雄
(コード番号: 4359)
(URL <http://www.lac.co.jp>)
問 い 合 せ 先 取締役管理本部長 大橋 洋一
電 話 番 号 03 (5537) 2600

「平成 16 年 12 月期中間決算短信(非連結)」への重要な後発事象の追加について

当社が平成 16 年 8 月 20 日に発表した「平成 16 年 12 月期中間決算短信(非連結)」について、以下の情報を重要な後発事象として追加記載いたします。

(重要な後発事象) 当中間会計期間<自平成 16 年 1 月 1 日 至平成 16 年 6 月 30 日>

平成 16 年 8 月 23 日開催の当社取締役会において、平成 16 年 9 月 8 日を払込期日とする第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

- | | |
|----------------------------|--|
| 1 発行総額 | 金 10 億円(額面総額 10 億円) |
| 2 発行価額 | 本社債の発行価額は額面 100 円につき金 100 円とし、本新株予約権の発行価額は無償とする。 |
| 3 払込期日 | 平成 16 年 9 月 8 日 |
| 4 償還価額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| 5 償還期限 | 平成 18 年 9 月 8 日 |
| 6 利率 | 本社債には利息は付さない。 |
| 7 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | |
| (1) 種類 | 当社普通株式 |
| (2) 数 | 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記 9 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により 1 株の 100 分の 1 の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 |
| 8 本新株予約権の総数 | 10 個 |
| 9 本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額 | |
| (1) 本社債の発行価額と同額とする | |
| (2) 転換価額は、当初 221,000 円とする。 | |

なお、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使するときは、本社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

(3) 転換価額の修正

転換価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）まで（同日を含まない。）の日本証券業協会が当社普通株式の売買価格を公表した 3 連続取引日の当社普通株式の最終価格の平均値の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、かかる修正後の転換価額が 442,000 円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、かかる修正後の転換価額が 110,500 円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記 9 (4) の規定を準用して調整される。上記 3 連続取引日の間に下記 9 (4) に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該 3 連続取引日の日本証券業協会の公表する当社普通株式の最終価格は当該事由を勘案して調整されるものとする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本社債権者に対し、修正後の転換価額を通知するものとする。

(4) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価格又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）には、次の算式により調整される。

<算式>

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

10 新株予約権の行使期間 平成 16 年 9 月 9 日から平成 18 年 9 月 7 日まで

11 新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできないものとする。

12 資金の使途

主に借入金の返済と運転資金に充当

13 担保

本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

以 上